

平成 2 1 年旭市議会第 2 回定例会委員会会議録目次

公営企業常任委員会 平成 2 1 年 6 月 1 5 日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
議案の説明、質疑	3
議案の採決	7
所管事項の報告	7
閉会	1 0

建設経済常任委員会 平成 2 1 年 6 月 1 6 日（火）

付議事件	1 3
出席委員	1 3
欠席委員	1 3
委員外出席者	1 3
説明のため出席した者	1 3
事務局職員出席者	1 3
開会	1 4
議案の説明、質疑	1 5
議案の採決	1 9
所管事項の報告	2 0
閉会	3 0

文教福祉常任委員会 平成 2 1 年 6 月 1 7 日 (水)

付議事件	3 3
出席委員	3 3
欠席委員	3 3
委員外出席者	3 3
説明のため出席した者	3 3
事務局職員出席者	3 4
開会	3 5
議案の説明、質疑	3 6
議案の採決	4 2
所管事項の報告	4 3
請願の審査	4 9
請願の採決	5 9
意見書案の説明	5 9
閉会	6 4

総務常任委員会 平成 2 1 年 6 月 1 8 日 (木)

付議事件	6 7
出席委員	6 7
欠席委員	6 7
委員外出席者	6 7
説明のため出席した者	6 7
事務局職員出席者	6 7
開会	6 8
議案の説明、質疑	7 0
議案の採決	7 4

所管事項の報告.....	7 4
閉会.....	7 9

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 6 月 1 5 日（月曜日）

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成21年6月15日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 3 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長 日 下 昭 治
委員 林 一 哉
委員 高 木 武 雄

副委員長 木 内 欽 市
委員 向 後 和 夫
委員 林 俊 介

欠席委員（1名）

委員 伊 藤 鐵

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（15名）

副 市 長 増 田 雅 男
水 道 課 長 横 山 秀 喜
病 院 技 監 作 田 重
病院契約室長 太 田 信 春
病 院 再 整 備 室 院 長 鏑 木 友 孝
病 院 エネルギー課長 椎 名 秋 雄

病院事務部長 渡 辺 清 一
国 民 宿 舎 堀 川 茂 博
支 配 人
病院事務次長 石 鍋 秀 和
病院経理課長 鈴 木 清 武
病院整備課長 永 嶋 英 和
そ の 他 担 当 員 4 名
職

事務局職員出席者

事 務 局 長 加 瀬 寿 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立しました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により欠席させていただきたいとのことでしたので、ご了解願いたいと思います。

なお、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解願いたいと思います。

しばらく休憩します。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、公営企業常任委員会の開会、ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部からご審議をお願いいたします案件は、議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての議案1件でございます。

質問は簡潔に答弁するように努めてまいりますので、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、新型インフルエンザの件で報告させていただきます。

去る6月11日木曜日に、市内在住37歳の男性、自営業が患者と確定されました。この患者は、6月7日日曜日に香港から帰国、10日水曜日に発熱、中央病院の簡易検査で陽性となりました。

さらに、県衛生研究所でPCRの検査を実施した結果、新型インフルエンザ患者と確定され、現在、中央病院に入院中です。

また、この患者の家族は、妻と2歳の子どもの健康状態に異常はないとのこと。

なお、最初の患者でありました29歳の主婦と1歳の子どもの親子は、去る6月11日木曜日に退院いたしました。

また、二中の女子生徒についても、熱も下がってきており、容体も安定しているとのことでございます。

以上です。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、増田副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様、しばらくそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（副市長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

それでは、議案第3号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） おはようございます。それでは、訪問看護ステーション概要ということでご説明いたします。

議案説明でも行いましたけれども、この訪問看護ステーション、旭中央病院が10月に開設したいということで議案で提案しております。

まず、名称でございますが、「訪問看護ステーション旭こころとくらしのケアセンター」ということで、所在地は旭市横根3501、現在の飯岡診療所の2階、現在は使用しておりませんが、その2階を利用して訪問看護ステーションをオープンさせたいと。開設予定日は10月1日。

職員構成なんですが、管理者として、これは看護師の資格を持っている者が1名及び看護師として訪問看護を行う者が4名、ほかに事務員として、そこに常駐しております者が1名ということになります。

また、夜間の体制なんですが、24時間の連絡体制、これは夜間に転送電話で必ず担当の看護師につながるというようなシステムでございます。これを当初から導入するというので検討しております。

開設時の予定利用者数なんですが、60名。これは現在、精神科のほうで訪問看護を行っております。この人数が60名でございますので、そのまま訪問看護ステーションのほうに移動すると。ですので、ここ数か月間で利用者数が増えてくると。開設時には60名以上ということも考えられますけれども、現在、最低での試算を行っておりまして、60名ということで考えております。

開設時に必要なものとしては、これは利用者宅、あるいは家族の方に訪問するということになりますので、訪問に使用する車両4台。これは上に書いてあります看護師4台分ということでお考えいただければ結構だと思います。あとほかに1台は、病院のほうの車をそのままステーションのほうに移動しまして使うということになりますから、都合5台で運営することになります。

そのほかにもシステムの導入費用、当初、パソコンですとか介護の支援ソフトというものが必要になってきます。あとは事務機器ということで、机、書庫などがございます。

その下に書いてあります、ここに書いてありますが、事務室と面談室、汚物処理室等の設備が独自に必要になりますということで書いてございまして、訪問看護の場合は、病院の中の1診療科ということで、内科ですとか外科ですとか同じような形になりますけれども、訪問看護ステーションは独立しております。ですから、上のほうに書いてあります管理者とし

て県のほうに1名、看護師を届け出ると。これは看護師か保健師しかできませんので、届け出ることになりますので、単独の事務室、あるいは利用者ですとか、また家族の方の面談室、あと訪問しますので、そのときに出了た汚物ですね、その辺の処理を行うという設備は独自に持ってください、兼用はできませんということで県の指定がございます。それでここに書いてございます、事務室、面談室、汚物処理室等の設備が独自に必要であると。

その他に書いてございます。訪問看護ステーションは、介護保険の指定居宅サービス事業所ということでございますので、指定申請を行うと。これはもう単独で独自に訪問のサービスを業としてできるということでございますから、それによりまして、収入的にも、現在の訪問看護ステーションの倍の収入がほぼ確保できるということで考えております。

そのような形で、今後、居宅に移った方に少しでも看護サービスを提供して、この地で安心して暮らせるような訪問看護ステーションを設置したいと思ひまして、今回、上程させていただきました。

説明は以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今の説明でほぼ理解できたんですけども、一・二点お願いしたいと思ひます。

今後、この介護保険の指定居宅サービス事業所として認定されるわけですね。そうした場合に、今やっている精神科の患者さんを主にやるということでございましてけれども、今後、それをほかのサービスまで広げる予定があるのかどうかということと、それと、これはあくまでも精神科のみの看護サービスにするのか。

それともう一つ、いろいろ事務所の設備等をちょっと改造するようではございますけれども、これはどのくらいの予算的な金額、前回聞いたような気もしているんですけども、その辺もう一度お願いいたします。

以上、2点お願いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） まず第1点でございまして、現在は精神科を中心として、精神

科の患者様が退院しまして、そのまま在宅で安心して生活できるようにということでございます。それで、訪問看護ステーションとしては、その精神科の療養、それを加味するという事で訪問いたしますが、今後、訪問看護師の数が増えていった場合には、どうしても在宅化していく高齢者の方の介護も必要になってくるのではと思っております。

ただし、これは期間的にじゃいつからということになりましても、訪問看護師として応募する方というのは、在宅に行っている方の家族との人間関係が非常に大切になってきますから、看護師の資格は持っているから誰でもできるという職種では、ちょっと私はないと思っていますので、この辺はスタッフがそれなりの教育がされて、また家族との人間関係ができてきてという形になってきた場合には、精神科に単独ではなくて、やはり訪問看護として、高齢者の方の在宅看護をサービスしていくというような形で、一般の方も見ていくような形になるのではないかと思います。

ただし、これをいつからというようなことはございませんし、期間としては限定できません関係と、それとあと市内には3か所の訪問看護ステーションがございまして、1か所がリハビリを中心とした訪問看護ステーション、もう1か所が高齢者の介護といたしますか、そちらを中心とした訪問看護ステーションでございまして、その連携を図りながら、なおかつケアプランの中で私どものステーションが指定されるということが非常に大切になってくると思いますので、この辺、最初の立ち上げは、精神科のほうで中心的にさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

あとは設備の件なんですけど、当初考えております総体的な設備なんですけど、一番高いのが軽自動車の購入費用、これがだいたい500万円程度かかると。あとは改装といいましても、飯岡診療所はもう個別的な部屋ができておりますので、そこに面談室ですとか、そのプレートを張るだけというような形でほぼ対応できると思っております。

その関係では、最初のインシヤルコスト、最初の初期費用は、先ほどお話ししました軽自動車と、あとパソコン費用と、それと一部それに伴います洗濯機ですとか、汚物を処理しなければいけないのがございますから、その程度のものは必要なんですけれども、家庭のちょっとアパートに引っ越すのに毛が生えた程度ですので、数十万円では予算はおさまってしまうのではないかと思います。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(日下昭治) 特にないので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(日下昭治) これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日下昭治) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(日下昭治) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

病院経理課長。

○病院経理課長(鈴木清武) 先般、予算繰越ということで報告第4号及び報告第5号でご説明させていただきましたけれども、もう少し詳しく説明させていただきたいなと思ひまして、まず報告第4号なんです、これは再整備事業の本体工事の20年度予算、これが予算計上額1億6,380万円に対して、翌年度、次年度繰り越しということで、1,638万円を繰り越しする

ものです。これは用紙は手元にございませんで、私のほうの説明ということでちょっと聞いていただきたいんですが、これについては、本体工事については、年度、年度で手付金という形で30%を払っております。それから、当年度の出来高に対して10分の9を払うというような形で、残りの部分を今回、通次繰越という形でさせていただきました。そういうことで、本体工事については、順調にただいま工事のほうは進んでおります。

それから、報告第5号のほうの予算繰越の中の放射線関係なんですが、これについては建物関係は、当初予算で3億3,043万5,000円という予算計上をいたしました。これが落札金額が1億6,327万5,000円ということで、不用額1億6,716万円をしております。この理由はなぜかといいますと、当初予算の段階では、PET棟の2階から患者さんをそのまま新しい所に出入り可能なような形で予定しておりましたが、これを1階部分からの出入りに変更することによって、予算を大幅に不用という形でできました。

それから、この建物の工事が遅れた理由としましては、委員の先生方も皆さんご存じだと思うんですが、設計図書に不具合が生じて入札を一たん中止したこと。それから、空調及び衛生設備工事の入札参加者が開札日の前日までに1社しかなく、やむを得ず競争入札を確保するために、一たん入札を中止して、再度、入札を実施したということで、こういった事情で放射線治療施設に関しては、ちょっと工期が少し遅れております。

ただ、現在の工事については順調にやっておりますので、建物の関係は、8月の下旬ぐらいには完成する見込みです。

それから、建物が完成しますと、今度、機械本体が入りますので、この機械本体の実際の使用開始になるのは、だいたい11月の末ぐらいには完成し、使用できるというように見込んでおります。

それから、もう一つ、文書管理システムというものが、これが全額繰り越しになっているんですが、これは通常、ドクターペンと言われるもので、これは電子カルテシステムと連動させるための対応で時間を要したということですが、これは6月の初めには使用開始になっておりますので、現在使用されております。

それから、透析通信システム、これが4,515万円、これが全額、翌年度繰り越しとなっておりますが、これもやはり同じように、電子カルテシステムと透析システムの連携に不具合が生じまして、これはこの12月ぐらいをもって完成する見込みで今現在やっております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鎗木友孝） 私のほうからは、再整備事業の進捗状況をご報告させていただきます。

新本館の建設工事につきましてでありますけれども、工程どおり順調に進んでおります。

土木工事につきましては、5月1日から萬力Ⅱ期地区へ建設発生土の搬出を開始しております。まして、5月22日、予定数量の約2万7,000立米の搬出を完了いたしました。

また、文化の杜への搬出でございますけれども、5月25日に開始いたしまして、6月10日までに場内からの掘削を完了いたしまして、7月5日ごろまでには、仮置き場のほうから約2万8,600立米の搬入を予定しているところであります。

場内につきましてでありますけれども、6月11日には作業用の構台の構築が完了いたしまして、鉄筋などの資材の搬入が急ピッチで進んでおります。

基礎の耐圧盤の鉄筋工事が6月5日から始まりまして、配筋が完了した工区からコンクリートを打設してまいります。今後は、毎週末を中心にコンクリート工事が行われることになっております。

その次にでありますけれども、駐車場整備につきましてですが、新たに病院の隣接地区を確保することができましたので、今後、そちらのほうを患者駐車場として整備してまいります。

それから、次に、新本館の熱源設備工事についてご説明いたします。

これにつきましては、お手元にA4横1枚で写真入りの図を用意させていただいているところですが、こちらのほうは3月定例会の全員協議会で説明させていただいたところでありまして、トータル的なコスト面から自前で整備するほうがよいということで、現在、この熱源設備工事につきましては入札をしているところであります。

工事の内容についてでありますけれども、各室の冷房や暖房などの空調と、浴室や手洗いの給湯などの設備工事になっております。

具体的な使用資材につきましては、そこに記入してありますように、空冷ヒートポンプチラーの4台、それから水冷チラー2台、貫流ボイラー4台、それから蓄熱槽の断熱防水工事となっております。入札日は6月26日の予定でございます。

なお、今後、入札が予定される主なものとしましては、計画どおり医療ガスの供給設備工事を7月中に、それからLAN、ネットワーク整備を8月ごろに、そして厨房設備工事を22年度に行う予定でございます。

私からは以上でございます。

○委員長（日下昭治） ただいま病院の説明がございました。

それらにつきまして何かお聞きしたい点がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） ほかに所管事項の報告はございますか。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 実は3月議会のときに20年度の決算予想という形で、この場でご説明させていただいたときには、3億1,000万円というのは前年の利益だったんですが、それを数千万円上回る程度でという形でご報告させていただいたんですが、正式には9月議会で議会の承認を得てからになるんですが、現在3億9,900万円ということで、昨年よりも8,900万円ほど利益増という形で手続きのほうをさせていただいています。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（日下昭治） 何か委員の皆さんでお聞きしたい点ございましたらお願いしたいと思いますが。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） ほかに所管事項の報告ありますか。

国民宿舎のほうは現地での説明をお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。現地視察しながらやる予定でございますので。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） ほかに所管事項ございませんでしょうか。お聞きしたい点もないということでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（日下昭治） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時23分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治

建設経済常任委員会

平成21年6月16日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成21年6月16日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 6 号 工事委託契約の締結について

出席委員（6名）

委員長 嶋田哲純
委員 嶋田茂樹
委員 林七巳

副委員長 滑川公英
委員 平野浩
委員 平野忠作

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 向後和夫

説明のため出席した者（23名）

副市長 増田雅男
農水産課長 林清明
都市整備課長 伊藤恒男
農業委員会
事務局長 伊藤浩

商工観光課長 神原房雄
建設課長 北村豪輔
下水道課長 佐藤邦雄
その他担当員 16名

事務局職員出席者

事務局長 加瀬寿一
主査 穴澤昭和

事務局次長 石毛健一

開会 午前10時 0分

○委員長（嶋田哲純） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立しました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、報道関係者及び市民より傍聴したい趣旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願い申し上げます。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願い申し上げます。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

昨晩は、本格的な梅雨入りを思わせる激しい雷雨の中でありました。

委員の皆さん方には、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました工事委託契約の締結の1議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつと代えさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開会、ご苦勞さまでございます。

本日、委員会に執行部からご審議をお願いいたします案件は、議案第6号、工事委託契約の締結についての議案1件でございます。

質問は簡潔に答弁するように努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

引き続き、この場をおかりいたしまして、新型インフルエンザの件で報告させていただきます。

なお、事後報告となってしまうことをご了解願います。

去る6月11日木曜日に、市内在住37歳の男性、自営業が患者と確定されました。この患者は、6月7日日曜日に香港から帰国、10日水曜日に発熱、中央病院の簡易検査で陽性となりました。

さらに、県衛生研究所でPCRの検査を実施した結果、新型インフルエンザ患者と確定され、中央病院に入院しました。

また、この患者の家族は、妻と2歳の子どもで、健康状態に異常はないとのこと。

なお、最初の患者でありました29歳の主婦と1歳の子どもの親子は、去る6月11日木曜日に退院しました。

また、二中の女子生徒及び先ほど報告しました37歳、自営業、男性の両名も、昨日15日に退院しました。

これで市内在住の患者は、4名すべて退院したところでございます。

なお、現在、臨時休校しております二中、それから二中学区内5小学校の臨時休校につきましては、ただいま教育委員会のほうで県の指導を待っているところだそうでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第6号、工事委託契約の締結についての1議案であります。

それでは、議案第6号について、下水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） おはようございます。

まず、説明用にホワイトボードに図面を張りつけてありますので、前に出させていただきます。

また、本日は、事前に配布させていただいた資料にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第6号につきましてご説明申し上げます。

本会議での補足説明、議案質疑での説明と重複する点があるかと思いますが、ご了承願います。

最初に、委託内容でございますが、説明資料の1枚目、A3の用紙でございます。

旭中央污水ポンプ場の一般平面図をご覧ください。

平成23年度末に旭中央病院周辺が供用開始することにより、汚水流入量の増加が見込まれることから、赤色で着色してある市役所本庁舎第2分館西隣に旭中央污水ポンプ場を3か年で建設するものであります。

図面左上の丸く表示してあるところをご覧ください。これが市役所敷地内にあります南西角地の花壇の中にあります暫定マンホールポンプ場でございます。現在、初期対応として、そのポンプでポンプアップさせ、浄化センターへ送水しております。

今回実施する工事内容ですが、暫定マンホールポンプ場から赤く着色した下側の右へ伸びた線が流入管渠でございます。

図面右側の赤く着色した四角く表示したところがありますが、ここが中央污水ポンプ場でございます。ここまでは自然流下で汚水を導き、その後にポンプ場でポンプアップをし、今度は反対に、ポンプ場から赤く着色した上側の左へ伸びた線が流出管渠で、暫定マンホールを経由し、浄化センターへ送水することになります。

一方、現状の暫定マンホールポンプの送水能力ですが、3.0立方メートル・パー・分となっておりますが、これに対し、平成23年度末には汚水流入量が3.72立方メートル・パー・分となり、暫定マンホールポンプの送水能力を上回ることが予想されます。

そこで、土木・建築工事（地下2階、地上2階）により污水ポンプ場を建設し、機械設備

工事及び電気設備工事により、地下2階に2.3立方メートル・パー・分のポンプ1台と3.0立方メートル・パー・分のポンプ2台、そのうち予備1台を設置するものでございます。

なお、これまで暫定的に運転したマンホールポンプは、本施設に移設して再利用します。

また、臭気により、市役所への来訪者や市役所周辺の方に迷惑をかけないよう臭気対策として地下1階に脱臭換気設備を設置し、災害時などの停電の際に運転が停止しないよう地上1階に非常用電源設備（自家発電機）を設置し、地上2階にポンプ及び機器の動力、計装・監視制御設備を設置します。

次に、建設計画の工程及び事業費でございますが、次のページのA4の用紙をお開きください。

まず、工程表をご覧ください。

棒グラフの下の数値は各年度別の事業費でございます。単位は1,000円でございます。事業費は工事費と下水道公社への委託事務費との合計であります。ふくそうするため事業費のみを記載させていただきました。

次に、左下の表をご覧ください。

工種別の事業費ですが、土木・建築工事は①で4億4,100万円、機械設備工事は②で1億4,680万円、電気設備工事は③で1億8,850万円で、合計金額7億7,630円でございます。

また、上の表の年度別事業費をご覧ください。

21年度が1億6,857万円、22年度が3億6,283万円、23年度が2億4,490万円で、合計金額7億7,630円でございます。

次に、随意契約とした理由と委託先を千葉県下水道公社とした理由につきましては、密接に関連しておりますので、併せてご説明いたします。

下水道施設の建設のうち面整備工事については、本市の職員が行っています。しかしながら、特にポンプ場の建設には、土木、建築、機械、電気等の各分野にわたる経験豊富な専門技術職員が必要となります。

このような状況により、下水道事業を実施する中小の自治体が、それぞれ専門技術職員を十分確保するには、不効率、非経済であり、行政改革の観点から、職員数を経常事務に必要な人数に抑え、不足する分を必要とときに必要なだけ使えるよう、専門技術職員を十分擁する千葉県下水道公社が設立されており、千葉県下の多くの自治体が利用しているところでございます。

千葉県下水道公社は、下水道知識の普及啓発、市町村の下水道事業の支援・代行する機関

として、千葉県が千葉県及び県下全市町村の総意により設立させた財団法人でございます。

千葉県下水道公社への委託契約の内容は、通常の請負業者への発注と違い、積算業務、請負業者への発注業務、施工管理業務など、本市が行う業務を代行させるものであります。

千葉県下水道公社は、平成4年の発足以来、これまでに県下の市町村から数多くの施設の設計や建設等を受託した実績があります。平成20年度末で建設工事業務165件、うちポンプ場は6件ございます。そこで代行業務の遂行に当たっては、自治体と同様に、公正・公平性及び透明性の確保の一方で守秘義務の確保が求められ、これらの要件を満たすものが、みなし公務員で構成している千葉県下水道公社であります。

以上のことから、地方自治法第234条及び同法施行令167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき」に該当することから、千葉県下水道公社と随意契約により委託するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 昨年度の議会の中でも、中央病院の下水道につなぐというようなことでいろいろ各議員が質問してありますけれども、まだこれは3年あるわけで、この前の話では、タイムラグができちゃうと。現実には、中央病院の工事とこの工事はリンクしないんじゃないかと。3年間もあるのに、何でリンクしないのか。新しくなった課長ではあるでしょうが、その辺のことをリンクできるように、簡単に言えば、中央病院のために新しくポンプアップするわけですから、中央病院ができると同時に使えるような工程表にさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対して答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） ただいまのこのポンプ場の建設計画でございますが、21年、22年、23年という3年計画でございます。そして、中央病院の供用開始が24年4月ということで、それに合わせて整備を進めていく予定になっておりますので、それは下水道公社にそのような形で指導していきたいと思っております。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 昨年度の答弁では、半年くらい遅れるというような話だったんですよね。
今回は早くなるということですか。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） お答えします。

中央病院の完成の予定なのですが、先ほど遅れるというような話をしまして、私が聞いている範囲でいきますと、平成23年10月というようなことで聞いております。それに合わせた形で整備いたしまして、先ほど話しましたように24年4月ということで、6か月間待つような形になろうかと思います。

（発言する人あり）

○下水道課長（佐藤邦雄） タイムラグが発生するということでございます。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 去年の答弁だと、そういう意味じゃなくて、中央病院が排水はできるのに、下水道がつながらないという話だったんですよ。であれば、これとは関連があると思うので、そっちの接続のほうも、中央病院の建ち上がりと同時にできればいいんじゃないですかという意味なんです。

それは努力しますと答えていただいているんですけども、まだそのほかに21年、22年、23年、3年間もあるのに、努力じゃなくて、できるというような答弁がぜひ欲しいんですけどね。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） そういう意味では、それに合わせ完成させるようにさせます。

（「よろしくお願いします」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ほかに質問ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第6号、工事委託契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(嶋田哲純) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(嶋田哲純) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(嶋田哲純) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

都市整備課長。

○都市整備課長(伊藤恒男) 都市整備課のほうから4点ご報告させていただきます。

まず1点目は、パークゴルフ場についてでございます。

資料のほうがございます、資料の1-1をお開きいただきたいと思います。A4の横の表になります。

利用状況でありますけれども、定例会初日の財団法人福祉協会の決算でも報告がありましたように、表の中ごろの合計欄のとおり、平成20年度の利用者総数は2万1,282人、計画比では約1万人の増となり、使用料の収入につきましても467万円の増となったものでございます。

昨年7月1日にオープン以来、約9か月間、指定管理者により運営を行ってきたわけでありまして、当初の予想を大きく上回る結果となったものでございます。

これにはさまざまな要因があるかと思っておりますけれども、今後もより多くの皆様方に利用していただけるようしっかりと維持管理に努めるとともに、利用者の皆様のご意見もいただきながら、改善できるところは改善していきたいと、このように考えております。

次に、資料の１－２をご覧くださいと思います。Ａ３の横の表になります。

この図は、パークゴルフ場の休憩施設でございます。右側の図のように、大きさは間数で申し上げます。幅２間半でございます。長さは８間、計２０坪の休憩施設を左側の配置図に配置することといたしました。これにつきましては、昨日、ダイレクト入札が執行されまして、落札業者が決定したところでございます。

この施設は９月の初旬の完成を予定しておりますので、完成後は各種の大会の際に大いに活用されるとともに、利用者の皆様の日々の休憩場所としてご利用いただけることを期待しているところでございます。

次に、資料の２をご覧くださいと思います。

ここでは袋公園に近接する土地の先行取得について報告をさせていただきます。

初めに、Ａ３の図面のほうをご覧くださいと思います。

上段の図は、先行取得した土地の位置図でございます。土地は４筆でございまして、合計面積は１,０５８.９０平方メートル、価格は２,０５４万円でありまして、不動産鑑定価格を参考に、土地開発基金を活用して先行取得したものでございます。

次に、当該土地を取得した経緯についてこの際申し上げたいと思います。

戻っていただきまして、資料の２－１のＡ４のフロー図のほうをご覧くださいと思います。

上からフロー図のとおり、土地所有者より当該土地について公有地の拡大の推進に関する法律第５条第１項に基づきまして、土地の買い取り希望の申出書の提出がありました。この公拡法に基づく土地の先買い制度につきましては、フロー図のとおり土地所有者からの申し出を受け、市を経由して知事へ提出されるわけでございますが、この市を経由する段階におきまして、買い取りを希望するか、買い取りを希望しないかを市として判断するわけでございます。

この申し出を受けまして、市としてこの土地の処遇について検討いたしました結果、都市計画公園の区域外ではありますけれども、現状において袋公園西側からのアクセスの手段がほとんどないという状況にありますので、この際、この公拡法の申し出を一つの機会ととらえまして、先行取得することが市の有益になるものと判断したものでございます。

なお、今後の土地利用についてでありますけれども、下段の平面図にありますように、進入路を確保するとともに、併せて駐車場を設置することを予定しておりまして、来る９月定例会において、関連する補正予算、用地費と工事費を計上させていただきまして、来春には

供用開始したいというふうに考えているところでございます。

次に、資料のほうございませんですけども、2点報告させていただきます。

1点目は、所管の二つの事業、文化の杜公園、それから下宿ふれあい公園について、現在の進捗状況と今後の予定について申し上げたいと思います。

初めに、文化の杜公園についてでございますが、用地取得の進捗率につきましては、5月末現在で土地開発公社の先行取得分を含めまして77.38%となるものであります。

また、ご案内かと思いますが、6月初旬から既に造成工事に一部着手をいたしております。この造成工事の搬入路につきましては、旭中央病院からの搬出土を活用しておりまして、その数量は2万8,600立方メートルを受け入れることといたしております。

今後も用地取得ができた所から順次埋め立てをいたしまして、平成22年度末の完成に向けて整備を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、下宿ふれあい公園について申し上げます。

用地取得の進捗率は、5月末現在で86.63%となっております。残る地権者につきましては、それぞれ相続関係の手続きを進めておりまして、今後、相続等の手続きが終わり次第、ご協力いただきたい、取得をさせていただきたいとお願いしているところでございます。

なお、下宿ふれあい公園につきましては、3月の二次補正において繰り越した事業でございますので、平成21年度中に完成することが求められますので、今後も早期に着工できるよう地権者の皆様方のご協力をお願いしてまいりたい、このように思っております。

最後に、旭駅と干潟駅のトイレの改修についてご報告をさせていただきます。

JR旭駅のトイレの改修につきましては、これまで議会でも再三議論になりましたけれども、これまでのJR側との交渉の経過を見ますと、大変難しい、厳しい状況にありましたけれども、先におきまして、JR側の考え方に若干変化が見えてまいりましたので、先日改めてトイレの改修について要望書を提出いたしました。

また、近日中には正式に協議書を提出したいというふうに考えておりまして、これによりまして、今後は正式に協議の場が設けられるという形になりますので、今後、より具体的な整備計画につきまして率直に意見を取り交わしたいというふうに考えております。

なお、トイレの整備に要する設計料並びに工事費につきましては、双方においてそれぞれ応分の負担をすることで協議を進めていきたい、このように考えているところでございまして、今後の協議の進展によりましては、設計料にかかわる負担金につきまして、9月定例会の補正予算に計上させていただきたい、このように考えているところでございます。

また、協議の際につきましては、市のほうで現在、干潟の駅前広場整備事業も計画をしておりますので、ぜひ干潟駅のトイレの改修につきましても、この際、併せて協議をさせていただきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 次にございませんか。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、お配りしてありますこのA4の図面ですか、旭中央病院のアクセス道の東西線と南北線の用地買収につきまして説明したいと思います。

東西線と南北線に色分けした図面があると思いますが、中央病院から国道までの図面の赤い部分が南北線でありまして、29名の地権者がおりまして、現在25名が買収済みでありまして、パーセンテージにすると86%の状況であります。

また、青い部分であります、これが東西線でありまして、中央病院から網戸バイパス終点までの路線でありまして、地権者が33名おりまして、30名が買収済みの状況でありまして、パーセンテージにすると91%の状況であります。

以上が現在の状況でありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 次にございませんか。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） それでは、農水産課からは、お配りした資料を含めて3点ご報告させていただきます。

まず最初に、資料のほうですが、「稲作農家の皆様へ」ということで、飼料用米の作付け拡大をお願いいたしました。この書類につきましては、認定農業者を中心に、6月5日付でお配りしてあるものであります。本日はこの内容をご説明させていただきます。

国は、平成21年度の補正予算で、従来の飼料用米に対する補助に上乗せいたしまして、10アール当たり2万5,000円を補助するということを決定いたしました。

これを受けまして、中段以降見ていただきたいと思います、2番目にあります流通体制緊急整備事業2万5,000円、これが今回の補正予算にかかわるものであります。

これによりまして、合計欄13万600円とありますが、従来ですと、10万円をやっと超える手取りが農家ということでありましたが、13万円を超える手取りが農家のほうにわたることになりましたので、ぜひ飼料用米をさらに拡大していきたいと考えているところであります。

委員の皆様におかれましても、ぜひ周りの方々にPRいただきまして、4月末現在43ヘクタールの飼料用米が作付けされておりますが、できれば、5割ぐらい伸ばせたらと考えております。ぜひPRのほうをよろしく願いしたいと思えます。

続きまして、2点目は、第1回定例会でご報告し、委員の皆様にも大変ご心配をおかけいたしております萬力Ⅱ期地区における経営構造対策事業のうち、ハウスの建設事業の進捗状況についてご説明いたします。

この事業につきましては、平成18年度の手上げから、平成19年度の契約に至る過程で、世界的な資材の急激な高騰という事態に遭いまして、計画面積の削減をはじめといたしまして、さまざまな工夫をした中で、やっと入札に至ったという経過がございます。

この結果、平成19年7月に契約はいたしましたが、細部の仕様の協議等の中で落札業者と事業者、農業者の間で良好な信頼関係を築けなかったということ、それから地面でありますほ場整備事業、これの面工事の遅れ、さらには1月以降の天候不順等が重なりまして、事業費を繰り越すことといたしました。

ただ、この事業は国庫補助事業、事業費の50%をいただいて実施するものでありますが、未執行分につきましては、補助をもらえなくなるということがございましたので、2月から3月にかけて契約を見直し、部材の供給等をもって事業費を積み上げ、20年度の事業費補助予定額を確保したという経過がございます。

法人ごとに進捗状況を補助金ベースで申し上げます。

一つ目のベジワンという法人ですが、これにつきましては3月末で補助金ベースで5,666万7,000円、繰り越し分が2,467万2,000円、これはハウス3棟を中心に実施することとしておりましたが、そのうち完成したハウスは1棟ということで、他の2棟は手がついただけという状況であります。現在、一生懸命進めているところであります。

次に、新発田温室組合、20年の実績については1,252万1,000円、補助分が2,554万7,000円。六軒家につきましては、実施分が804万7,000円、繰り越し分が2,243万1,000円。

ハウス合計いたしますと、実施できた分が7,723万5,000円、繰り越した分が7,265万円となっております。これとライスセンターを建てておりましたが、それを合わせた額8,406万6,000円、これを繰り越させていただいたということでもあります。

ライスセンターについては、既に完成しておりまして、全事業、20年度の事業は終わっておりますが、ハウスのほうはうまく進みかけたところもあるんですが、4月に入りまして、また若干問題が起きまして、つい先日、やっと解決して、再度順調に進むだろうということ

であります。

いまだに良好な関係が築けない状況は残っているんですが、補助事業でありますので、年度内にしっかりと実施できるよう指導してまいりたい、そのように考えております。

3点目は、先日実施いたしました水産まつりについてであります。

天候にも初めて恵まれまして、水産まつり、来場者数が公式発表2万人ということで、出店者数が68店舗、遊覧船に乗ってくださった方が253人ということで、大変盛況のうちに終了することができました。ご協力に感謝申し上げます。

ただ、実施した結果といたしまして、駐車場の不足、それから道路環境の悪さ等から、ご来場いただいた皆様にご迷惑をかけたということがありまして、来年度に向けて大変大きな課題を持ってしまったかなというふうに考えております。

ちなみに、駐車場につきましては、おおむね1,100台用意したつもりであります、2万人の来場者にはとても耐えられなかったということでもあります。

来年度に向けてじっくり協議して、もう少しスムーズな運営ができるよう考えてまいりたい、そのように考えております。

報告は以上です。

○委員長（嶋田哲純） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管事項につきまして説明いたします。

まず、夏季観光でございますが、海水浴場の開設でございます。海水浴場につきましては、今年も飯岡と矢指ヶ浦の2か所で開設いたします。開設期間につきましては、7月18日から8月23日までの37日間ということになります。それに伴って、安全祈願につきましても、7月17日金曜日に飯岡、それから矢指ヶ浦の海水浴場と食彩の宿いいおかの3か所で実施する予定でございます。

そのほか、開設期間中には、あさひ砂の彫刻美術展が7月13日から20日まで、矢指ヶ浦海水浴場西側の特設会場で作品の展示が行われます。18日には花火大会、表彰式などのイベントが行われる予定となっております。

それから、旭市いいおかYOU・遊フェスティバル2009でございますが、今年は第21回目ということで、7月25日、26日の2日間、食彩の宿いいおかの前で開催いたします。恒例の海浜花火大会、それから郷土芸能ステージ、2日目にはビーチバレーボールや宝さがしを予定しているところでございます。

それから、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦2009につきましては、今年は8月1日に予定して

おります。これも宝さがしやハマグリ拾い、各種のゲーム大会などを行います。

次に、七夕市民まつりでございますが、七夕市民まつりにつきましては、第55回を迎えます。今年も8月6日、7日の2日間開催をいたします。催し物につきましては、みこし・おはやしのパレード、ステージショー、カラオケ大会ということで、昨年に引き続き椎名佐千子さんの歌謡ショーもございます。

次に、長熊スポーツ公園について申し上げます。

今回リニューアルしました長熊釣堀センターにつきましては、4月2日にオープン記念式典を開催しまして、4月5日まで無料開放を行いました。期間中には総勢368人の釣り客が入場し、にぎわいを見たところでございます。4月、5月の入場者の総数でございますが、2,173人でございます。平成19年度の同時期と比較しますと、人数で400人、22.6%の増というふうになっております。入場者の内訳としましては、市外の方が1,905人、87.67%、市内の方が268人ということで、12.33%という状況でございます。

次に、期限付プレミアム付商品券の発行事業について申し上げます。

100年に一度の危機と言われる現在の経済状況を受けまして、市内商業者を支援する一助として、また市民への生活支援としまして、市において地域活性化生活対策臨時交付金を活用して、旭市商業振興連合会にプレミアム付商品券を発行するための補助金を助成いたしました。これを受けて、連合会では4月25日から現金販売と予約券の配布を始めまして、4月28日には完了しました。配布につきましては、商工会の本所で現金販売と予約券を配布、それから商工会の支所3か所、旧町の分の支所3か所、それからこれは旭ですが、干潟の区民会館で予約券の配布を行いました。5か所で実施したわけでございます。

従来は商品券を現金の中で対応したんですが、なぜ予約券にしたかといいますと、2億2,000万円ありますので、かなりの金額、今まで1回の分で6,000万円程度でございましたので、盗難等を避けるために事前予約券という方式をとったということでございます。

予約券の商品券との交換につきましては、銚子信用金庫が市内各支店4か所ありますので、そこで予約券と現金を持って行って商品券と交換すると。これに伴います取り扱いの加盟店でございますが、558店舗でございます。旭地区は342店舗、飯岡地区は88店舗、海上地区が63店舗、干潟地区が65店舗というふうになります。

商品券の販売額ですが、2万セット、2億2,000万円分となっております。1セットは、プレミアム分1,000円を上乗せしまして、1万1,000円分の商品券、これを1万円で販売いたしました。なるべく多くの市民の方に購入していただきたいということから、1人10セット、

10万円までの販売というふうにしたものでございます。その結果、発行した結果でございますが、購入者は2,783人、1人あたりに直しますと7万9,000円という数字になります。

今回のプレミアム商品券につきましては、緊急景気対策として効果が上がるよう10月までの期限付としております。

景気対策ということで、全国では1,799市町村ございますけれども、1,045団体で実施しております。千葉県では56市町村あるわけですが、そのうちの25市町村で取り組んでいるところでございます。

今回、事例として、プレミアム付商品券発行に伴いまして、特定の人が多額の商品券を集めたことが問題となっているわけでございます。発行元である旭市商業振興連合会から私のほうで聴取した問題点と今後の対応策について、その内容を報告いたします。

旭市商業振興連合会では、5月にある加盟店から2回で2,000万円強の商品券の換金請求を受けました。金額が余りにも多額な換金請求ということで、連合会としては、その加盟店に連絡し、内容を聞いたと。聞いた中身としては、正当な取引の中で商品券による支払いを受けた。正当な商取引の中での商品券による支払いを受けたという回答であったということで、連合会としては、その換金支払いに応じたということでございます。

1人10セット、10万円までという条件の中で、多額な商品券を利用したお客様については、どのようにして入手したのかということにつきましては、情報を集めているが、確証は得られていないということでございます。

プレミアム付商品券につきましては、旧旭市では、過去4年間、合併後につきましても3年間発行している。こういった事例は今までなかったということの中で、今回の発売方法で問題があるとするならば、人員を多数動員することで、大量の予約券が入手できたと思われるということでございます。こういった1人のお客様、利用者が多量のプレミアム付商品券を一度に使用するということは、想定はしていなかったということでございます。

今後の対応としては、特定の人が集めることに対しましてチェックがきかなかったという反省に立って、大量に集めても使えないような方策をとっていかなければならない。例えばお客様が1回に利用できる商品券の限度額を50万円までとする。それから、加盟店に対しては、自ら購入した商品券を自店の売上げに利用してはならないと、判明した場合には返還を求める等々のマニュアルづくりを進めると。その配布をして周知を図っていく。そのほかにも、今回初めて実施した予約券方式の検討についても検討をしていくという、発行元である商業振興連合会からの話でございました。

私のほうで聴取したわけですが、私としては、その話を聞きまして、非常に残念であるというふうに思っております。

今回の問題となったケースは、加盟店と利用者の間で多量に商品券を使うことが合意されていたと、結果としてそういうことになるわけです。

今回の商品券の販売につきましては、1人10セットと決めてありましたので、なるべく多くの市民の方に購入していただき、使用してもらうことを考えていたわけでございます。この趣旨から考えれば、例えば家族みんなでそれを購入したとした場合に、家族が5人であれば50セット、6人なら60セット、10人家族という部分も中にはあるかと思っておりますけれども、それにしても100セットまでという部分であるわけでございます。

1人が一度に使用できる上限という部分が考えられていたわけですが、今回はいいように解釈すれば、加盟店が加盟店での使用制限を明確に決めていなかったと。そういったことを、変な言い方ですが、逆にとれば、利用者が大量の商品券を集め、加盟店はプレミアム分を利用者に還元させる。受け入れてしまったということだということです。

商振連の役員につきましては、旧旭市時代からプレミアム商品券を発行してきて10年近くなるわけですが、今まで加盟店が悪意を持って行動を起こしたことはなかったと。加盟店は特定されているわけですから、今回のような行動をする人はいないと考えていたという部分で、今回初めて裏切られてしまったという話もしておりましたけれども、そういう決まりごとという部分、今までの流れの中で進めてきてしまったという部分、今までもそういう事例はなかったという部分も、やはり安心していたという部分もあるのかもしれない。

こういった聴取の中で、今後、一度に使える商品券の上限を設けることも必要であるというふうに考えますし、1人が大量に集めて利用できないように、悪意を持った行動にも対抗できるような対策を講じるよう市としても助言していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 申し訳ありません。先ほどの2点目の経営構造対策事業のご説明の中で年度を間違って説明したということでもあります。

18年度の手上げから20年度の契約とご説明いたしましたが、19年度の手上げから20年度の契約ということでご訂正いただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 七巳） それでは、2点ほどお聞きいたします。

一つは、袋公園の進入路について。

最初から、これ計画はあったものなのか。進入路は計画されて、この公園については、この小見川線からは全然計画になかったものなのか、その辺をお聞きいたします。

それから、今の商品券の問題ですが、改善計画がなされるまで一時凍結したらどうかと思いますが、その答弁をお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 林委員の質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） ただいま先行取得した土地について、最初から計画があったの
かなかったのかというご質問がありました。

都市計画公園ということで都市計画決定をしている公園でありますので、基本的には計画
はございませんでした。

ただ、今般、そういった公拡法の中での手続きの中で、市として取得することが有益である
という判断をしたと、そういうことでございます。

○委員長（嶋田哲純） 林委員。

○委員（林 七巳） そうすると、最初から車で入る進入路というものは考えていなかったと
いうことですか。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

都市計画決定そのものがかなり古い時代の都市計画決定でありまして、要は袋公園の中通
りから、袋公園というのは湖水を含めて都市計画決定をしてきて、第1期で今工事をしてお
ります所も、一度拡張しているという経緯がありまして、最初から西側からの進入というの
は、当初は考慮されていなかったと、そういうふうに私は思っております。

○委員長（嶋田哲純） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 商品券、こういう問題があったということの中で、改善計画が
できるまで凍結したらという部分でございます。

現在の部分についてはすべて出ておりまして、これはあくまでも景気対策の中で実施した
部分でございます。これとは別に21年度予算の中でプレミアム商品券の発行という部分の助

成のほうを1億3,000万円程度予定をしているところでございます。

今、委員のほうからお話がありましたとおり、改善計画がきちっとできるまでは、そのものを実施しないという形の中で進めていきたいというふうに思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（嶋田哲純） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋 田 哲 純

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 6 月 1 7 日（水曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 6 月 1 7 日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 指定管理者の指定について

《付託請願》

請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願

請願第 2 号 「国における平成 2 2（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

出席委員（6 名）

委 員 長 柴 田 徹 也

副委員長 景 山 岩三郎

委 員 神 子 功

委 員 林 一 雄

委 員 向 後 悦 世

委 員 伊 藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1 名）

議 長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（2 6 名）

教 育 長 米 本 弥栄子

環 境 課 長 平 野 修 司

保険年金課長 花 香 寛 源

健康管理課長 小長谷 博

社会福祉課長	在 田 豊	高齢者福祉課長	渡 辺 輝 明
庶務課長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	平 野 一 男
生涯学習課長	野 口 國 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
その他担当職員	16名		

事務局職員出席者

事務局長	加 瀬 寿 一	事務局次長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和		

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、文教福祉常任委員会にご参集をいただきましてご苦労さまでございます。

梅雨時のはっきりしない空模様の中でありますけれども、本委員会に付託されました4議案と請願2件、どうぞこの後、慎重なる審査のほどをよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） 皆さん、おはようございます。

梅雨入りで非常に湿気の多い中、皆さん方には健康には十分ご留意を願いたいと思います。委員の皆さんには大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託をいたしました議案4議案と請願2件について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ですけれども、あいさつとさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

柴田徹也委員長をはじめとする文教福祉常任委員会の皆様方には、日ごろよりご指導、ご支援をいただいておりますことに対しまして、心より御礼申し上げます。

また、このたびは新型インフルエンザの発症に伴い、さまざまなご心配をおかけいたしました。ご協力に対しまして心より御礼申し上げます。また、幸いなことにその後の発症がございませんで、本日より出席停止になっておりました旭二中、中央小、琴田小、干潟小、共和小、豊畑小の計6校授業再開、児童・生徒登校いたしております。どうもありがとうございます。

本日は議会より付託されました議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第7号の4議案と請願2件につきましてご審議をいただくことになっております。私ども簡潔にご答弁申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

6月の議会からクールビズが適用されております。きょうは大分蒸し暑いようですので、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構でございます。よろしくお願いいたします。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、指定管理者の指定についての4議案であります。

初めに、議案第1号について、環境課より補足して説明がありましたらお願いいたしま

す。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、よろしくお願いいたします。

環境課からは1件、議案第1号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正の制定でございます。

本条例の関係については本議会において説明等をしておりますけれども、補足という形で説明させていただきます。

この法律は家電リサイクル法の一部改正がありました。現行制度は4種目、冷蔵庫・冷凍庫、それから洗濯機、テレビ、エアコン、それが3種目追加になりまして、衣類乾燥機と液晶テレビ、プラズマテレビが追加されて一部改正となったものでございます。

そもそも家電リサイクル法との役割分担という形で再度ご説明申し上げます。家電リサイクル法では、排出者、これは消費者です。消費者が適正な引き渡しをし、リサイクル等に係る費用の負担をする、家電小売店は対象商品の引き取りと家電メーカーへの引き渡しと、もう1点製造業者、これはメーカーですけれども、対象商品の引き取りとリサイクル化、これで一対となって回っているものでございます。そのものが、今度3種目が増えたという形になります。

あと指定業者が県内に、これは処分できる指定業者です。受け取り指定業者が8店ございます。8店といいますのは、メーカーによってありますので、全部で県内で16か所、パナソニック、東芝関係が、この地域では市内のスズキメタルさんが指定業者となっています。ほかに県内で7か所、ほかにNECとかソニー、日立、シャープ等の家電品を扱う指定業者は、この近辺では、一番近い所では銚子倉庫さんという形になります。この所に持ち込むという形になります。

それから、もう1点は処分されないで不法投棄されたもので、うちのほうで回収したものが、昨年度は冷蔵庫・冷凍庫が11台、洗濯機が19台、テレビが49台、エアコン3台、これが昨年度不法投棄されまして、市のほうで処分しております。

それから、リサイクルですのでお金がかかります。リサイクル料金です。これはメーカーとか大きさによって違いますけれども、冷蔵庫及び冷凍庫については1台当たり3,780円から4,830円がかかります。洗濯機については2,520円から3,444円、テレビについては1,785円から2,835円、エアコンについては2,625円から3,664円、これがリサイクルの費用として消費者にかかるものです。

他のリサイクル関係について法律があります。本法律は家電リサイクル法で家電製品ですが、そのほかに容器包装リサイクル法、それから建設リサイクル法、これは建物等を壊したときに分別されます建設リサイクル法、それから食品リサイクル法、あと直近で一番新しいやつでは自動車リサイクル法、これらが法律に基づいてリサイクルするということで定められております。そのほかにグリーン購入法、これは環境に優しい品物を購入しようということで、多分野にわたっておりますけれども、グリーン購入法などがあります。これに基づいて環境負荷の低減、地球温暖化の防止という形で総合的にはなると思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第2号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

本会議でもご説明をさせていただいたところでございますけれども、長禅寺境内に設置しております野中児童遊園、これは地元の野中区から廃止をしてほしいという要望をいただきましたので、今般廃止をすることとしまして、条例から削除をさせていただくものでございます。

施行日は、平成21年7月1日とさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） ご苦労さまです。

それでは、第2号につきましてご質疑申し上げます。これは本会議でもあらかじめ質疑をさせていただいておりますので、1点だけ確認をさせてください。

質疑の中で、私が持っております統計あさひ、これが平成17年版と最近出ております平成

20年版、これを対比して本会議では数が違うんじゃないかということで、課長のほうからは1か所ではなくて2か所あるところは2か所で一つの管理をしてもらっているということで数が違うんじゃないかと。自分の場合には、数は全部入れて、平成20年度ベースでは44か所あるんじゃないかということでしたけれども、これが違うという。その辺のところが一応は分かりましたけれども、その中で児童遊園の開設年月、これと面積というのが統計あさひには記載をされています。平成17年におけます開設年月と面積、現在一番新しく発行されております平成20年度の開設年月と面積が違っているところがあります。これについての整合性というのはどちらが正しいのか、できればはっきりしていただいて、それで修正をしたということであれば、いつからしたのかどうかということは明記しておいていただいたほうが、今後とも管理する場合によろしいんじゃないかということですから、整合性の部分についてどうなっているのか、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいま委員おっしゃられましたように、統計あさひにおきましては、平成17年と20年の数字、それから開設年月日等が違った表記になっておりました。それで、平成17年の表記につきましては、合併して旧3町の児童遊園、これにつきましては台帳そのものが課のほうの手元のほうへまだ来ていない状況の中で、合併年月日を取りあえず旧3町の開設年月日とさせていただいたところです。しかしながら、その台帳をきちっと調べ、それらの対応をさせていただきましたときに面積も併せまして、平成18年にそれら台帳の開設年月日と、それから面積、これらについては誤謬訂正をさせていただきまして、今の統計あさひの数字が正しいものというふうに表記をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 分かりました。そうしますと、旧旭市については、さかのぼっていきますと平成16年も平成17年度に記載している、例を挙げますと1番目に掲げられております中央児童公園、これが所在地が口の1425ですけれども、開設年月が34年4月、現在は33年3月となっております。これについては、全部今のほうが正しいという判断でよろしいかどうか、これが一つです。

今回、当初予算につきましては数は、袋第一、第二、これが1か所ということですから、

今までもそのようにしていたということでしょうか。

そうしますと数が若干違っているということがあるんですが、この辺は経過は分かりませんので何とも言えませんけれども、これからも第一、第二については1か所ということで考えていくのかどうか。この2点をお聞きいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それではご答弁申し上げます。

台帳を整理していく中で、当初、今委員おっしゃられましたように平成16年につきましては、開設年月日そのものは建設が終了した年月日ということではなくて、次の年度の初めの年月日を開設年月日と、そういうとらえ方をしておりました。それを他の台帳とすべて整合性をとる意味で、あくまでも建設年月日を開設年月日というふうにとらえて台帳の整理をさせていただきました。

それから、もう一つ、袋の第一、第二の関係でございますが、これにつきましては、隣接している公園だということで1か所というとらえ方で管理をお願いするということで、今後も考えております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

それでは、平成20年度以降につきましてはそのような形で、平成18年からずっと数値は変わっていないわけですが、そのままいくと。袋第一、第二は1か所と数えるということで理解しました。

もう1点なんですけれども、毎年毎年、平成17年7月から毎年のように各地区からもう用は達したんではないかと、いろいろな事情によって毎年条例から削除するという案件が出ております。管理状態と今後の子どもたちの推移とか、あるいは児童遊園という立場を考え合わせた上で今後はどのようにされていくかどうか、要は管理者は旭市ですけれども、委託は各地元の方々ということで、管理状態がいい所と悪い所と必要がある所とない所があると思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは地元の区の意向というものをまず最大限に考えまして、それらの利用の実態は、今、委員おっしゃられましたように少子化の中で子どもの数という

部分で地域的なそういうバランスというようなものも当然あるわけでございますけれども、地元の区長さんはじめ、地元の皆さんがその公園をどういうふうと考えていくかということをも十分、年度初めに地元の皆さんと協議をさせていただいて、公園を廃止してもいいのか、それとも継続するのか、継続する場合に遊具等のそういう設備の関係については修繕、もしくは新しく設置し直したほうがいいのか、そういうようなことも含めまして、地元の区長さんと十二分に協議をさせていただきながら、それらについては決定をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第4号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

現在のこの条例におきましては、市町村民税の所得割の額が23万5,000円以上となる重度障害者の方は、第3条第2項におきまして助成の対象としない旨を規定しているところでございます。しかしながら、継続的に相当額の医療負担が生じる高額治療継続者、この方々につきましては所得割の額が23万5,000円を超える方であっても、平成21年3月31日までの間は、経過措置としまして助成対象する旨を附則において定めております。

この助成対象の経過措置を国・県におきましては平成24年3月31日まで延長ということになりました。本市におきましても同様に期限延長をしまして、助成対象とするために附則に定めてあります期限を平成24年3月31日とするものです。適用日を平成21年4月1日といたしましたのは、改正前の期限から継続する必要があるためでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第7号、指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

旭市福祉作業所につきましては、旭市手をつなぐ育成会に4月1日から指定管理者により管理を委託しているところでございます。今までは、この手をつなぐ育成会が任意の団体でありましたが、このたび法人格を取得いたしまして、特定非営利法人旭市手をつなぐ育成会に組織を変更しております。したがって、特定非営利法人旭市手をつなぐ育成会を福祉作業所の指定管理者として指定するために、改めまして議決をお願いするものでございます。

平成21年7月1日から平成24年3月31日までを指定の期間と定めるものでございます。また、委託の内容、それから条件、これらにつきましては、すべてこの法人が従前の内容、条件を継承しまして管理をしていくということになります。選定に当たりましては、5月11日に指定管理者候補者選定委員会、これを開催しまして選定をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、指定管理者の指定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

健康管理課長。

○健康管理課長(小長谷 博) それでは、新型インフルエンザについて報告させていただきます。ただし、事後報告となってしまうことをご了解いただきたいと思います。

去る6月11日木曜日に市内在住37歳の男性、自営業が患者と確定されました。この患者は6月7日日曜日に香港から帰国、6月10日水曜日に発熱、中央病院の簡易検査で陽性となりました。さらに、県衛生研究所でPCRの検査を実施した結果、新型インフルエンザ患者と確定され、中央病院に入院いたしました。また、この患者の家族は妻と2歳の子どもで健康状態は異常はないとのことでした。

なお、最初の患者でありました29歳の主婦と1歳半の子どもの親子は、去る6月11日木曜日に退院いたしました。

また、二中の女子生徒及び先ほど報告いたしました37歳自営業男性の両名の方も、6月15日月曜日に退院しております。これで市内在住の患者はすべて退院しております。

それと、ほかに関係のある課から学校教育課と社会福祉課のほうからも、これらの対応についての報告をそれぞれいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、保育所におきます対応につきましてご報告をさせていただきます。

保育所での対応につきましては、児童及び職員に発症事例がないということで、学校は休校をしておりましたが、休業せずに通常保育をすべての保育所で実施をしているところでございます。この間、公立、私立すべての保育所の所長を対象としまして所長会議を開催し、衛生管理の徹底と児童の健康チェックの強化、それから児童の連絡体制の再確認などの対応の徹底を図っているところでございます。また、万が一施設内で発症があった場合の対応策につきましても周知して、共通理解を図ったところでございます。

今後も十分に感染防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校教育課の対応についてご報告申し上げます。

市対策本部と協議し、6月11日木曜日から6月16日まで旭第二中学校を臨時休業とすることについては既にご報告をさせていただきました。その後、さらに県教育長の指導要請がございまして、感染拡大の防止を図るという観点から、第二中学校区となる小学校5校、中央小学校、琴田小学校、干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校につきましても、16日までの間、臨時休業とすることいたしました。

新型インフルエンザに感染していた生徒は、先ほどのご報告にもありましたが、12日には

熱が36度台にまで下がり、徐々に回復してきている模様でございます。また、15日には旭中央病院から退院し、18日から登校の許可が出ているとのことでございます。

また、臨時休業中、新たな感染児童・生徒も確認されず、感染拡大のおそれについて海匠健康福祉センターや県教育長の助言のもと、市対策本部会議で協議し、本日より通常の教育活動に戻すことといたしました。

今後、引き続いて、うがい・手洗いの励行、さらには健康観察に万全を期してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 新型インフルエンザのほうの報告以外の報告ということで、申し訳でございませんです。

きょう委員のお手元にパークゴルフ場の利用人数表というものをお配りさせていただいております。これらの利用実績につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、昨年度9か月間の利用総数につきましては、ちょうど真ん中の合計欄になりますが、実人数で2万1,282人、計画に対しまして1万282人、パーセントで93.5%の増ということでございました。これらの方々の内訳を見ますと、市内、市外の欄になりますが、市内の利用者は84.6%、市外の方が15.4%、そしてまた月決め会員の利用者が69.5%ということでございます。

一番右側の欄になりますが、これは営業収入、全体でございますけれども、それらの月ごとの額でございます。最後の合計欄でございますが、1,237万5,601円ということで、計画に対しまして610万5,601円の増ということでございます。冬場には入場者は当然落ち込んでくるだろうと、そういう予想を我々当初見込みましたけれども、夏場よりもむしろ多いくらいのご利用をいただいたところでございます。

今後におきましても競技人口、そしてまた土日の利用者の増大を図りながら、さらなる利用者の拡大に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体推進室です。5月18日の総会には議員の皆さん方もご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

現在の準備の状況ですけれども、リハーサル大会の運営を行うために実行委員会の内部組

織としまして実施本部の設置をいたします。現在、実施本部の立ち上げに向けて業務別に職員の配置等を検討しておりますが、実施本部は実際に大会会場で大会の運営に当たる実働部隊となりますので、こちらのほうは十分準備を整えて進めてまいりたいと思っております。

また、今後の予定につきましては、リハーサル大会の概要等ホームページなどでお知らせしていきたいと思っておりますけれども、議員の皆さん方にも大会初日、10月16日になりますが、その開会式には実行委員会の一員としてぜひご参加いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校教育課のほうから2点ほどご報告を申し上げます。

1点目でございますが、新給食センター建設に係る用地取得の進捗状況でございます。新センター建設予定地、これは海上中学校グラウンドの北側にございます。その用地取得について、現在までの進捗状況について申し上げます。

3月定例会で予算計上させていただき、その後、干潟土地改良区の排水の同意を5月12日にいただきました。また、農振除外に係る千葉県知事の同意を5月18日に得て、現在、土地収用法の事業認可の申請に向けて手続中であります。6月5日には地権者の皆様、そして地域の代表者の出席をお願いいたし、また、市民の皆様には千葉日報紙面での説明会を周知して、新給食センター建設事業の説明会を実施いたしました。また、6月11日には千葉県収用委員会事務局から2名の方が現地を視察にまいった状況でございます。

新センター建設に係る土地収用の進捗状況についての報告でございました。

続いて、第一給食センターの調理業務等に係る民間委託の進捗状況について申し上げます。

3月定例会で委託料の予算計上をさせていただき、その後、業者を選定するための調理業務委託業者選定委員会を設置いたしました。選定委員には給食センター運営委員会代表、中央小学校PTA代表、第一中学校PTA代表、校長会代表、市の関係課長3名、これは財政課、庶務課、学校教育課でございます。それと栄養士代表の8名で構成をさせていただきました。

業者選定に当たりましては、あらかじめ給食センターの委託業務で実績のある県内の4業者を指名し、プロポーザル方式、企画競争により選定することとし、現在、その準備を進めているところでございます。

9月からの業務委託開始に向け、打ち合わせ等を含め、しっかり準備を進めてまいりたい

と考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 社会福祉課長にお伺いいたします。

ただいまの手元に資料がありますけれども、あさひパークゴルフ場の利用人数のご説明をいただきましたけれども、当初のスタート前の議論では、休みを設けようということで議論があり、それは休みがなくて、隣にあるかんぽの宿並びに宿泊施設等も考慮しながら、年中無休でいこうじゃないかということでスタートを切ったわけですが、利用者数も増えているということがありますけれども、逆に受け入れ側、要は事務担当とか受け入れる人の問題点とかというのはあるんでしょうか。要は大変な作業だと思うんですね。問題点があればお示しをいただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 確かに週1日でも定休日がありますと、人の配置という部分ではかなり楽にはなるんですが、年中無休ということになって、なおかつ今の時期ですと一番営業時間が長い時期でございますので、朝の7時半から夜の8時半まで営業をしております。そういう中で、やはり臨時の職員とはいえ、それらの方々の勤務の体系をどういうふうにつくって回していくか、そういう部分が非常に苦慮をしております。それと、もう一つはパークゴルフ場のほうでございますけれども、コースの管理という部分では、やはり^{ひとつき}一月に1日だけでもコースをきちっと管理できるそういう日を定めて、年中無休という部分から、例えば定期的な月曜日の1日が今月お休みですというような形にすれば、コースそのものの管理の部分で、非常に対応がとりやすいということでございます。

それと、おふろという部分もございますので、福祉センターの部分におきましても^{ひとつき}一月に1回でもそういうふうに完全休業日というものを設けることによって、メンテナンス部分で確に対応はしやすくなるんですが、しかしながら、民間の皆様の施設を見れば、そういうような対応はしなくとも年中無休でできておるわけでございますので、それらを参考に、最大限今の体制の中で努力をさせていただければと思っております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 社会福祉課長にお尋ねします。

月決め会員というのは何名ほどいるんでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 月決め会員につきましては、毎月数は違ってくるんですが、大体280名から300名の間ぐらいの数で毎月会員になっていただいております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 学校教育課長にお尋ねをいたします。

先ほど説明がありましたインフルエンザと学校の関係なんですけれども、幸いにいたしまして16日までの休校で済んだということでございます。小学校が5校、中学校が1校でございますけれども、これが長引いた場合には教育の遅れというのがありまして、夏休みを返上してということになるかと思うんですけれども、幸いにして短い期間でありましたのでよかったなと思うんですけれども、それにしても、ちょっと教育の時間の遅れが多少生じていると思うんですけれども、それは今後どのように対処していくのかお伺いをさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） お答え申し上げます。

まず、小学校5校の状況でございます。各小学校の年間のカリキュラム、授業時数のカウントからいたしますと、かなり余裕を持った授業日程を組んでおります。その関係から、3日間の休業については、授業時数をさらにプラスしてというようなことについては現在のところ必要ないという判断をしております。これは校長とも協議をいたしました。

それから、中学校のほうでございます。ご承知のように中学校は3年生が入学式前に入試があったりとかというようなことで、準備の関係で大変厳しい授業日程を組んでいる現状がございます。二中の校長先生と話し合いを持ちまして、現在のところ、夏休みに入っただけの休業等については計画がないという話でございます。ただしその配慮は、実は感染した子が1名でございます。その子のために学校が休業をしたという状況が子どもたち皆が知っている関係もございます。そういった配慮からも、今後の例えば台風等で休業があった場合、そういった措置のときに併せて考慮をしてみたい、そういう回答をいただいているところでございます。子どもたちの円滑な授業活動推進のために、校長としてのそういった判断は大切な部分であろうと、このように判断したところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時 0分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第2号、「国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。

それでは、初めに請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 議案の審査でお疲れのところ恐縮でございます。よろしくお願いいたします。

今回出ております1号、2号、これにつきましては昨年もお審議いただきまして、各大臣あてに旭市議会から意見書の提出をされております。内容的には同じでございますけれども、若干ご説明をいたします。

まず、今回の請願者でございますけれども、団体名ということで、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会ということで、その下にいろいろと団体が書かれておりますけれども、内容的には、県下教育関係の団体挙げての請願ということが第1号、第2号ということでございますので、前置きとしてよろしくお願ひしたいと存じます。

1号につきましては、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願でございます。これについては毎回申し上げておりますけれども、歴史上の関係では、歴史的に見ますと、この義務教育費国庫負担制度につきましては、制度のない時代がございました。そのときには教職員の給与の遅配が生じてみたり、あるいは寄附金の強制がされたことから公立義務教育諸学校に勤務する県費の負担でありますとか、教職員の給与については国が2分の1を負担するということで発足された制度でございます。

しかしながら、今日に至る中で、ちょっと資料を焼かせていただきましたので、委員長、よろしかったら配布させていただきたいんですが。

○委員長（柴田徹也） どうぞ。

（資料配布）

○紹介議員（神子 功） 今、お手元に配布させていただきました丸が二つありますけれども、そのうちの下の方の義務教育費国庫負担制度の縮減措置等の推移、これを見ていただきますと、今申し上げましたように、1985年からずっと見ていきますと2006年まで、右のほうに括弧書きがありますが、それぞれ減額されていることがお分かりだと思います。現在残っているのは給与費のみと。それもこの請願書に書いてありますように2005年11月に三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの費用負担の割合について2分の1から3分の1に縮減したということで、現在3分の1に至っております。この3分の1の国庫負担の割合でございますけれども、恒久措置ではありませんで、制度全廃も含めた検討がなされる可能性があるということで、これが第1点目の大きな請願の内容でございます。

2点目につきましては、真ん中ほどに書いてありますように、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われております。しかし、現行制度でも自治体の裁量権は保障されておりますけれども、国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしております義務教育費国庫負担制度は必要不可欠なものです。ということで、この制度が廃止されますと40人学級が現在行われておりますけれども、こういった教育条件の維持が危惧されるということで、廃止された場合の危惧、いわゆる義務教育の数字の格差が起こるんじゃないかということが2点目でございます。

最後に、末尾のほうに書いてありますが、学校の基幹職員であります学校事務職員あるいは学校栄養職員を含めた教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外するというこのにつきましては、義務教育費国庫負担法の第1条に明記されております「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するという事以外にも、財政負担を地方自治体に課して、厳しい地方財政をさらに圧迫することにより義務教育の円滑な推進を阻害するおそれがありますということで、この3点が主な請願の趣旨として、今回ぜひ旭市の議会からも皆さん方の真摯な議論によりまして、関係大臣にぜひ意見書の提出ということをお願い申し上げてというふうに思います。

これで説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、参考の意見を申し上げさせていただきます。

まず、千葉県の教育界を代表する22団体で作る子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連合会、この会長さんでございますが、関会長さんは松戸市の教育委員長でございます。そして、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会の会長さんという立場でもございます。

ご承知のように、三位一体改革の中で義務教育費国庫負担制度そのものの堅持については、神子議員からお話があったように堅持ができたわけでございますが、その費用負担割合が2分の1から3分の1に縮減をしてしまいました。国庫負担の割合が恒久的なものではないと、制度そのものも廃止される可能性も残されたままであるというような報道もございます。学校は、子どもたちの勉学に励む場として、また自己実現の図れる場、切磋琢磨できる場として各先生方、管理職を含む先生方、そして養護教諭、事務職員、栄養職員等が力を一つにして児童・生徒の指導と支援に当たっております。そして、21世紀を担う子どもたちの健全育成に寄与していく、このように考えているところでございます。しかるに基幹職員であります事務職員、栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれているところでございます。教職員の安定した確保により、子どもたちへのきめ細やかな指導が可能になってまいります。

また、全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる、この基盤がこの義務教育費国庫負担制度であると考えます。そういった点からも義務教育費国庫負担制度の堅持に関

する意見書の採択はぜひお願いしたいと考えます。

なお、昨年は、本市と同様に義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の採択、県下49市町村で採択されたと報告をいただきました。本年は昨年を上回る市町村での採択になる見通しと伺っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） それでは、第2号につきましてご説明申し上げます。

まず、予算的な措置でございますけれども、平成20年度につきましては、これは5兆3,119億円という予算でございましたが、平成21年度ベースにつきましては若干下がっておりますが、5兆3,104億円というのが年度当初の内容でございまして、15億円の減ということで、文教及び科学振興費についてはそういう予算組みがなさせております。

そういう中で昨年も議論をしていただきましたが、1番から7番まで掲げてある項目でございますけれども、この内容につきましては、まず一つには、保護者への教育費の負担の軽減をずっと堅持していただきたいということと、それから子どもたちの地域での環境というものを重んじた予算組みをぜひしていただきたい、それから、地方自治体にとりましては交付税というものが来ますけれども、一般財源化してきているということからいたしまして、これは一番下を書いてありますが、地方交付税交付金というものについて、やはり増額をしていただくような、そういった措置がぜひ必要だということで、それらを含めて7項目が掲げられております。

いずれにしても、内容的には充実した教育を実現するための予算組みをぜひしていただきたいということで、教育に対する教職員の関係の方々への配慮ということも含めて、ぜひ社会情勢を含めた内容について力点を置いていただきたいという内容でございますので、よろしく審議をお願い申し上げまして、旭市議会から各関係大臣のほうに意見書が出せますようによろしくお願い申し上げまして、説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたし

ます。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 参考意見を申し上げます。

国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書の採択でございますが、少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することなどは、子どもたちの学力向上に直結する問題でもございます。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組みや就学援助の予算の拡充を求めることなどは、とても大切なことと考えます。特に教科書の無償制度は、経済状況からだけでなく、教育を受ける権利が等しく保障されていることから維持していかなければならない制度と考えます。

子どもたちが学ぶ学校施設についても、これをさらに整備し、安全で安心な教育環境のもとで学ぶことができるよう教育予算の増額を図るべく、本請願の採択をお願いしたいと存じます。

先ほどと同様でございますが、本内容の請願でございますが、やはり昨年、県下49市町村で採択をされたという報告をいただいているところでございます。本年はそれを上回る採択になる見通しと伺っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

今の内容はしっかりと分かります。ただ、6番目の私はこのエアコンというのはどういうところを意味されているのかと思います。いろいろ地域で環境の差とかそういうのはあると思いますけれども、果たして子どもたちの豊かな育ち、これが幾らか教室でエアコンの中で涼しい所で勉強するのが果たしていいのかなと私は思いますね、この文言は。

どうでしょうか、必要なんでしょうか、学校でエアコンが。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） これについては考え方が分かれると思います。ですから、委員会の中で十分審議していただいて、この内容について趣旨に賛同するご意見をいただきながら、

あるいはここは違うではないかとかという請願書の内容というのは、趣旨は1項目から7項目までありますけれども、委員会の中でこの疑問な点について十分ご議論いただいて、それで趣旨に賛同していただければ文言の整理をしていただいて、ぜひ旭市の議会から関係大臣のほうにやっていただければと思うんですが、6番目の、これは聞いた話ですけれども、危険校舎あるいは老朽化した校舎というのも、これは旭市でも耐震診断をしたり、耐震診断によって建築をずっとしてきました。これから、庶務課長もおりますけれども、一中の体育館とか、あるいは矢指小学校とかという新しい校舎を造るためには、今までと違ったまたアイデアを凝らして、子どもたちの環境ということで整備をしていくようになると思います。

エアコンということでこれ一つ考えてみても、例えばこれについては千葉県でも暑い所もあれば、同じ地域でも寒い所がある。全国的にもそういったことを考えれば、暑い場所もあるし、寒い所もある。寒い所については暖めて教育環境を整え、そしてまた暑い所については空調等を行いながら環境を整えるといったことが必要ではないかという請願者のお気持ちだと思います。

その辺を十分に配慮していただき、考慮していただきながら議論を進めていただくと大変ありがたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 庶務課長にちょっとお尋ねします。

この地域は課長、地域差がありますよね。都会とこっちは違いますからね。都会のほうは、多分暑いからこういうものを使うと思います。この辺は、多分教室にエアコンは必要ないと私は思います。いろいろな大きい問題を考えると、エアコンをつければCO₂も増える、二酸化炭素も出る、いろいろあるから、果たしてこの地域で教室の中にエアコンが必要かなと、私はこの地域は、教室で勉強するのにエアコンは必要ないと思います。

中には親がぜいたくになって学校にエアコンがないとかと言いますが、そんな生ぬるい考えを持っていたら、子どもたちは違うほうの教育になっちゃいますので、今、神子議員が言ったのは分かります。都会ではやはり暑いですからエアコンは必要ですよ。この辺は、こっちは必要ないと思うから、その辺は私は考慮します、この文言は。けれども、この地域には必要ないと庶務課長に申し上げておきます。

○委員長（柴田徹也） それでは、今、庶務課長に対しての質問でございます。これは参考意見ということで、ご意見があればどうぞ。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、景山委員のご質問といいますか、ご提言に対してお答え申し上げたいと思います。

庶務課で学校整備等を進めておりますけれども、エアコンというお話でございますけれども、これにつきましてはいろいろ児童・生徒の皆さん、突発的な熱中症だとかそういったものに対処するために、保健室等についてはエアコンの設置について進めているところでございますけれども、各教室すべてについてエアコンを設置しようと、そういったことは考えておりません。私も保健室等については、これはやはり整備をしていくべきだという考えであります。

義務教育費の国庫負担で申し上げさせていただくならば、いわゆる補助単価というのが、平米当たり十四・五万円なんですけれども、実際は二十四・五万円かかるということで、単価差について今後我々も国へ申し上げていきたいと、こういった思いがあります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 景山委員のほうから、学校は切磋琢磨する場であるし、汗を流しながらという場面、大いに奨励されるべきと存じます。

今、庶務課長のほうから申し上げましたけれども、保健室へのエアコンがまだ完備されていない地域も事によるとあるのかもしれませんが。市内ではそういった学校がなくして、子どもたちの対応に十分な設備というようなことで配慮をいただいているところだと思います。

請願の趣旨からいきますと、例えば保健室の件が出ました。それから家庭科室、調理をするときに火を使います。窓が開けられず、大変子どもたち、一斉にそれに取りかかるわけでございますので、冬場ですと暖かくていいなんていう言い方もできるのかもしれませんが、そういった面では、必要な教室にこういった配慮があることも大事なところであろうかと、このように考えるところでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 6番目の危険校舎、老朽校舎、最後の末尾なんですけれども、施設整備費を充実することとなっておりますけれども、先ほど紹介議員の神子議員が言われましたように、この旭市では20校ある学校の中で、あと整備をされないのが飯岡中学と矢指小学校と、それから中央小の北ですか、これはもう既に計画して整備に入っていることでありますので、旭市としては大まかに見て充実していると私は解釈しておりますけれども、県内と言われ

ば、まだまだいろいろそれに取り組んでいない学校も幾らでもあるわけでございますけれども、旭市においては、この施設整備費を充実するということは旭市には当てはまらないじゃないかと、こんな考えを私は持っている一人でございます。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 庶務課長にお尋ねします。

飯岡中も何か危険校舎で整備が残っているということですが、危険校舎も著しいのかなと、何か外壁がはがれて落ちてきたりとか、上の天井裏がはがれたりとかというような話もちょっと聞いていますが、やはり学校関係一つ見ても、地域バランスがかなり崩れているんじゃないかなと、飯岡中をもっと早く建設するような何かすべはないかな、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それではお答え申し上げます。

向後委員のお尋ねについては、飯岡中学校を早く改築しろということだと思っておりますけれども、現在のところ、3月の定例議会等でもお話し申し上げましたとおり、来年度、再来年度で改築をしたいなということで、本年度、調査設計費について予算化をさせていただいたところでございます、もう少し諸般の状況を判断しながら、その設計に入れればいいなと、そんな考えでおります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分がちょっと思うには、これだけ危険校舎になっているのに、学校建設の順番がちょっとおかしいんじゃないかなというような感じがしているもので、そのところをちょっと詳しくお尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それではお答え申し上げます。

旭市の総合計画という前期の基本計画、その中でいわゆる5年間ですべての学校について耐震化をしようと、中には補強で済むところと改築をするところということで、5年の範囲内ということからすれば、そんなにバランスが崩れたというのには当たらないのかなという気がしますけれども、多少遅れていくということ、ほかから比べると遅いということではございますけれども、基本計画の中での整備ということで進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分が感じますところによりますと、5か年の基本計画がありますが、やはり危険が生じていて、いつ事故につながってもおかしくないというような場合は、もうちょっと深く掘り下げて、優先順位を変えてでも考えなければならない点があるかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

答弁は結構でございます。

○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 先ほどの林一雄委員から施設設備費を充実することという点について、旭市では耐震補強等もうじき終わるので必要ないじゃないかというようなことでございましたが、施設設備でございますので、今回、耐震、それから大規模改造等をしない学校につきましては、何も手をつけていないところもございます。そういうことですので、そういう面では、今回それに当たらなかった学校についてはやはり施設設備の面で、またしなければならない面も残っているかと思っておりますので、やはりこれはそういう必要ないということとは考えられないということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 分かりました。失言でございました。

私は、ほかの県下の学校から比較して大分進んでいるからという意味でございますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 参考までにお聞きしたいんですけれども、この20校ある学校施設の中で洋式トイレになっていないところというのは、ほとんどなんでしょうか。ちょっとどのぐらい洋式トイレになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

トイレの和式、洋式ということで申し上げますと、最近改築しているところは、だいたいが和式が1個にあと洋式、洋式が中心になっていきますけれども、従来の改築等はしていないところについては和式のほうが多いと思います。これは正確な数字は持っておりませんので、後でそういったところも調査をしてみたいと思っておりますけれども、今、改築しているところは断然洋式が多いところでございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 家庭環境とかどんどん進んでおりますので、今まで和式で当然だった感覚が我々の時代にはあると思うんですけれども、今の時代では、やはり洋式というのがほとんどだと思いますので、こういった部分も重ね合わすと、やはりしっかりした施設整備費は必要だと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 教育長、ちょっとお尋ねします。

毎年毎年国・県はこうやって教育費をいろいろ減らしてきている。国は何やれかにやれといつも言って、自分のところを出さない、県も出さないとなってきた。例えばこれを採択して上げますよね。上げたら県はちゃんと国に言っているのかね、本当に。何か不思議に思っちゃってしょうがないんですよ。ずっとこんな感じでしょう。これじゃ地方は大変ですよ。ちょっと教育長にお聞きしたい。

○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 言っていますかねというご質問でございますが、これは先ほど学校教育課長が申しましたように、さまざまな団体、それから県の官公庁の関係するところでは、毎年こういう要求をいたしております。

（「分かりました。頑張ってください」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

ここで執行部は退席してください。大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時42分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○委員長（柴田徹也） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書」採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（柴田徹也） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っています。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（柴田徹也） 初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思い

ます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（加瀬寿一） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。座ったままで説明させていただきます。

ただいまお手元に配布いたしました義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきた。さらに、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月、旭市議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（加瀬寿一） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること

- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月、旭市議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 先ほども申しましたけれども、この「エアコン」のところ、この文言を何か違う言葉でつけたらどうでしょうか。改築や設備費、洋式トイレなどというような、そういうようないい文句があれば、どうでしょうか。

○委員長（柴田徹也） ただいま景山委員より、本意見書の本文、下から12行目、「危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること」と、ここの文言中の「エアコン」が気になるということでございます。

神子委員。

○委員（神子 功） 請願者の一人として、委員会の議論の内容を考えますと、請願者という立場もございますが、議論されておりました施設設備費を充実するという観点からいたしますと、ただいま景山委員のほうから話がありましたように、危険校舎、老朽校舎の改築ということはそのまま、「エアコン」という文字を削除していただいて、したがって、「危険

校舎、老朽校舎の改築や洋式トイレ設置等の公立学校施設設備費を拡充すること」ということとなりますと、エアコンも内容的に入るといえるので、そういう文言の削除をお願いし、訂正した後に意見書ということで提案したらいかがでしょうか。

○委員長（柴田徹也） ただいま神子委員より、景山委員のご意見を受けて、この下から12行目の「エアコン」のこの4文字を単純に削れば、最後に学校施設整備費というものもあるので、広い意味ではエアコンも受けると、こういうことから単純にこの「エアコン」の4文字を削除したらどうでしょうかと、こういった意見が出されましたけれども、皆さんいかがでしょうか。

（「賛成」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 賛成の意見がございました。

それでは、本意見書の下から12行目の「エアコン」の4文字をこの意見書から削除することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書の「エアコン」の文言を削除することで、この意見書をまとめたいと思います。

ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、請願第2号の国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書は、ただいまご協議いただきましたとおりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書につきましては、ただいまご協議いただきましたとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時56分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也

総務常任委員会

平成21年6月18日（木曜日）

総務常任委員会

平成21年6月18日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 5 号 財産の取得について

出席委員（6名）

委員長 佐久間 茂 樹
委員 林 正一郎
委員 明智 忠 直

副委員長 島 田 和 雄
委員 高 橋 利 彦
委員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（20名）

副市長 増 田 雅 男
秘書広報課長 米 本 壽 一
財政課長 加 瀬 正 彦
市民課長 増 田 富 雄
消防長 菅 谷 衛 一
その他担当職員 10名

総務課長 平 野 哲 也
企画課長 堀 江 隆 夫
税務課長 野 口 徳 和
会計管理者 高 山 重 幸
監査委員局長 林 久 男

事務局職員出席者

事務局長 加 瀬 寿 一
主 査 穴 澤 昭 和

事務局次長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

新型インフルエンザが旭市に入ってきたのは、意外と早かったようでございまして、ただ、今現在、そんなに大事に至っていないのかなと。市当局の対応が迅速ですばらしかったせいなのかなと思っております。感謝しております。ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

梅雨入り宣言されましたけれども、さしたる雨ありませんけれども、非常に湿気の多い中で、健康には十分ご留意を願いたいと思います。委員の皆様方には、お忙しい中を大変ご苦労さまでございます。本日は、付託をいたしました財産の取得についての1議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹）　ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男）　おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開会、ご苦労さまでございます。

本日、委員会に執行部からご審議をお願いいたします案件は、議案第5号、財産の取得についての議案1件でございます。

質問には簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、可決くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、この場をおかりいたしまして、新型インフルエンザの件で報告させていただきます。

なお、事後報告となってしまうことをご了解いただきたいと思います。

去る6月11日木曜日に、市内在住37歳の男性、自営業が患者と確定されました。この患者は、6月7日日曜日に香港から帰国、10日水曜日に発熱、中央病院の簡易検査で陽性となりました。

さらに、千葉県衛生研究所でPCRの検査を実施した結果、新型インフルエンザ患者と確定され、中央病院に入院しました。

また、この患者の家族は、妻と2歳の子どもで、健康状態に異常はないとのことでした。

なお、最初の患者でありました29歳の主婦と1歳の子どもの親子は、去る6月11日木曜日に退院いたしました。

また、二中の女子生徒及び先ほど報告しました37歳、自営業の男性の両名も、6月15日月曜日に退院しました。

これで市内在住の患者4名は、すべて退院いたしました。

なお、二中及び二中学区内5小学校の臨時休校については、6月16日火曜日をもって終了し、昨日17日から平常の授業を始めております。

また、昨日17日水曜日に、新型インフルエンザの予防にかかわるチラシを市民に対し新聞折り込みで周知したところであります。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第5号、財産の取得についての1議案であります。

それでは、議案第5号について、消防より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車について補足説明を申し上げます。

この車両は、消防施設整備計画に基づき、本署配備のタンク車を更新するものでございます。

そして、この車両は、管内すべての地区のほとんどの火災に出場することと、緊急援助隊の登録車両として、災害発生時の中心的な車両となることから、従来の車両に比べますと、何点かの機能アップを図った車両でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 消防の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 質問させていただきます。

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車ということですが、こういったような災害に対応するものなのか。この車両が出動されると想定されるような災害が旭市にこれまでどのくらいあったのかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） どういった災害に対応ということですが、これは火災を含めたあらゆる災害を想定しての車両でございます。まずこの車両の特徴を申し上げますけれども、4点ほど申し上げますけれども、まず1点目は、地震等の災害発生時に給水車として使用できるというような内容で、一応ステンレス製のタンクとして給水装置を積載して

おります。

それから、2点目としまして、緊急援助隊としての県内外への出場を考慮しまして、資機材の積載スペースを大きくすると同時に、収納を従来の露出形式からオールシャッターの収納ボックスとしまして、走行時の安全性を考慮してございます。今までのポンプ車とかは、車両の側面に給水管等露出して収納してございますけれども、こういったものがボックスのシャッターの中に納まるようになっております。

それから、3点目は、災害現場等の悪路走行にも有効となります四輪駆動ということになっております。

それから、4点目は、これは画期的な装備としてありますけれども、キャフス装置と申しまして、圧縮空気泡消火システムと申しまして、タンクの水と泡消火剤を混合して、圧縮空気で泡を放射して消火するシステムであります。これは具体的に申し上げますと、水600リッターと消火剤を2リッター混合した泡の放射で、水約10トン分の水を放水するだけの効果が得られます。

それから、今までそういった災害はあったのかということでもありますけれども、特に大きな災害としては、市内ではなかったと記憶しております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 一つ、そうしますと、災害対応ということで、給水機能がついたと。これが災害対応というような考え方の中で出てきたのかなと思いますけれども、そうすると、水道の水を常に積んでいるというような、水道というか、上水道の水をふだん積んでいるということになるということでしょうか。

それと、泡消火システムというようなことでありましたけれども、これは実際にはどういった火災のときに泡消火システムを使って火を消すというような火災になるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） 給水車として使用できるようにということで、消火栓から水を取りまして、上水道の水を積載しております。

それから、泡消火でありますけれども、これは普通の火災からすべて泡消火に対応できます。それで、非常に水に比べて水の害が少なくなるといった、そういった特殊性がございします。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 通常の火災でも、この泡消火という形で、これからはポンプ自動車が入った場合は、そういった対応をされるということですか。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） そのとおりです。通常の建物火災、アメリカのほうでは、林野火災とか、山林の火災にも使われているということです。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） お尋ねしますけれども、こういう特殊車両でございますので、メーカーは限られると思うんですが、メーカーは何社くらいあるのか。

それから、取得する際には当然入札になると思うんですが、その際、入札の基準となる見積もり金額ですか、これはどういうふうに出すのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） メーカーですが、これは消防車両をつくっているメーカーすべてでございすけれども、このキャフス装置、泡消火のこの装置につきましては、森田ポンプのつくったものでございます。

それから、あと外国製もございすけれども、何年か前に四街道市では日機のほうから入れまして、森田ポンプからこの装置を取り入れてつけております。

それから、見積もりですけれども、これは一応2社から取り寄せて見積もりを出しております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これについては、ほとんどメーカーがないから、一・二社ということなんですか。

それと同時に、この入札にかかわる、建物等であれば積算金額ですね、これらはないからメーカーの見積もり金額、これを基準に入札をやるということなんですか。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 先ほど消防長がお答えしましたように、これが提供できる業者の見積もり、何社かとりまして、そこで消防署のほうで設計を組みまして、うちのほうに契約事務依頼が来ると。うちのほうで契約事務依頼をいただきましたので、この管内、消防車ということで物品の登録を指名している業者11社がございましたので、そこをリストアップいたしまして、それで整備がきちんとできるというようなところの条件を踏まえまして、9社で実際には入札を行っております。

この入札の結果、質疑でもあったんですけども、実際には1度目で落ちませんで、再度入札という形にして実施いたしました。再度でも落ちませんで、それで随意契約という形で今回なっております。ですので、その辺の設計額については、うちのほうというよりは、それを使うほうで組んでいただくのかなというふうに、うちのほうはあくまでも契約事務依頼された中で行うということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局あれですね、市としては金額は全然出せない。向こうで出した金額、それを結局入札の際の金額にすると、そういうことですね。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応積算金額をつくって財政課のほうに回しております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 積算金額というのは、市側でつくったんですか、それとも業者がつくったんですか、その辺なんです。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応消防本部の担当のほうでつくっております。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 説明の中で私が聞き漏らしたか分かりませんが、水槽付でこれは何トンくらい。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応積載する水の容量が2トンでございます。車両そのものは5トン

ベースの車両となっております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課のほうから2点ほど報告等をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

資料としまして、お手元のほうに2枚ほど資料を入れてございます。

最初に、カラー刷りのチラシ、裏表のチラシのほうをお目通しいただきたいと思います。

1点目、「私の八月十五日展」ということで、実は漫画家、あるいは作家の皆さん方の絵手紙ということで、この展示会をここのチラシにありますように、下のほうに書いてありますけれども、本年7月22日から8月16日間、この期間、県立の東部図書館、ここの3階の特設会場のほうで開催を予定してございます。

時間はここに書いてありますけれども、22日から8月16日間というようなことで、入場無料ということで開催をすることになっております。

総勢、ここにありますように127名の漫画家の皆さん方が、実は終戦の8月15日にどういうことを自分たちでやっていたか、そういう思いを漫画、あるいは絵手紙というようなことで残していただいたものを展示する予定でございます。

特にこの事業の実施の背景としましては、旭市の知名度がなかなか全国的に薄いというようなことで、旭市の知名度アップ、あるいは交流人口の増を図りながら、全国に広く旭市をPRしたい、そういう思いで今回、昨年から実施しております地域資源価値創造事業の中で本事業を実施させていただきたいところで考えております。

作家の中には、本市にゆかりのあるちばてつや先生、あるいは森田拳次先生、これは漫画家で「丸出だめ夫」とか「ロボタン」、こういうヒット漫画を出した方々、いろいろな方々に書いていただいたものを展示する予定でございます。

特にこのチラシの中に、あいうえお順になっておりますけれども、高倉健ということで、た行の欄のところにありますけれども、この高倉健さんも書いた当時の絵まではいきませんけれども、文、思いを語ってもらったものも展示をさせていただく予定で現在進めております。

このチラシの裏のほうをお目通しいただきたいと思います。

裏はこういう趣旨で、本当に悲惨な戦争等をひとつ若い方々にも平和の大切さ、こういうことを伝えたい、そういう思いもございます。

そういうようなことで、7月22日にオープンセレモニーということで、テープカット等を朝予定をしております。東部図書館の1階。

それと、8月9日の日、これは長崎の原爆の日ですけれども、この日に特別講演会ということで、「八月十五日の会」の代表の森田拳次先生、それとちばてつや先生においでいただきまして、講演をしていただく、そういうことで実施を予定しております。

行事につきましては、幅広くPRということで、特に今回はJR東京駅等の都会の駅の中に大きなポスターを掲示する。そういうことで、少しでも旭市に来ていただく、そういうことで考えております。当然新聞の折り込み、あるいは市のホームページ等の紹介、いろいろなところでの市内でのポスターの掲示、こういうことをやる予定でおります。

それと、今回はボランティアというようなことで、夏休み中でもあるというようなことで、市内の中学生の美術部に協力をいただきまして、約56名ボランティアというようなことで本行事にかかわっていただく、こういうことで進めております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

第2点目のご報告というところで、もう1枚の裏表のコピーしたものをお目通しいただきたいと思ひます。

市民まちづくり活動支援事業というようなことでチラシを入れてございます。

この事業につきましては、ご承知のように地域振興基金、合併しまして市町村が設置できる基金というようなことで、基金の積立額の95%が合併特例債で借り入れできまして、その起債償還額の70%が普通交付税の措置がされる、こういう合併した市町村であれば使える基金があるわけですがけれども、今までに平成17年から19年までに18億6,300万円ほど基金として積み立てをしてございます。

この中の20年度末で運用益が3,600万円ほど出ております。今回、この3,600万円のうち300万円を使いまして、本年から市民まちづくり活動支援事業がスタートしております。

事業の内容等につきましては、ここにありますように、市民が自主的、あるいは自発的に行う公共性の高いいろいろな事業、活動の支援、そういうことをやっていくという事業でございまして。当然社会貢献、あるいは社会的課題の解決、あるいは地域の活性化、こういうものの具体的な効果・成果が期待できる事業につきまして、市のほうでこの基金の運用益をもちまして支援をさせていただきます。

補助の内容としましては二通りありまして、「はじめの一步スタート支援」ということで、これは1団体に1回限りでありますけれども、団体の立ち上げや、立ち上げて間もない団体、こういうものを後押しさせていただきたい。そんなことで補助対象経費の3分の2以内で10万円が限度というようなことで支援を予定しております。

もう一つは、「まちづくりステップアップ支援」というようなことで、これは既に新規事業の拡大や、あるいはまちづくり活動、もう既に結成後1年以上経過した団体、ここに対しましては、1年目、2分の1、2年目、2分の1、3年目は3分の1、そういうようなこと

で、いずれも50万円を限度としまして支援をさせていただく、こういう2段立ての事業になっております。

対象の団体としましては、構成員が5名以上、あるいは半数以上が旭市内に在住、あるいは勤務している、あるいは在学している、こういういろいろな要件がございます。

活動拠点が旭市、あるいは宗教活動や政治活動を行う団体でないこと、いろいろなことがありますけれども、一応募集につきましては、4月1日から5月15日ということで既にスタートしておりまして、裏のほうをお目通しいただきたいわけですが、活動の区分としましては、①から⑬まで、こういうことを想定しております。

先ほど言いましたように、募集が5月15日というようなことですので、これまでに実は5団体の申請がありまして、今週、審査会等をやしまして、この5団体、申請額につきましては87万円の希望金額があったわけですが、審査の結果、5団体に68万円を交付しようということで審査をいただいております。

特に今回は、まちづくり活動の支援事業のフローにありますけれども、いろいろ募集をしまして、受付をして、特に今回は提案者によりますプレゼンテーションというようなことで、各申請団体のほうから事業への思い、あるいは計画等の案につきまして、直接審査員の前で発表していただきまして、それらをもとにしまして今回、審査を実施いたしました。

現在、実は審査会の中、あるいは地域審議会の中でも、4月1日から5月15日までの間の募集というようなものの周知が余り一般の市民の方、知らない方もいるんじゃないか。そういうようなことで、先般の審査会の中でも、秋をめどに第2次募集等も実はやっていこうというように現在進んでおります。

本年の予算は300万円で、先般の審査会は68万円というように決定いただいておりますけれども、残が232万円、この予算を有効的に使っていきたい、そういうことで考えております。

以上、2点ほど企画課のほうからご報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 税務課よりご報告いたします。

平成21年度の市税の当初課税の現年課税分の調定額についてご報告いたします。

まず、個人市民税でございますが、当初課税の調定額が29億3,000万円で、対前年度比

1.5%の減であります。その中で納税義務者数ですけれども、総体で3万5,189人、うち普通徴収が1万9,401人、特別徴収が1万3,572人、それから10月から始まります年金からの特別徴収が2,216人ということになっております。

次に、固定資産税の当初課税の調定額ですけれども、29億2,800万円で、対前年度比2.9%の減であります。内訳としましては、土地が前年度比1.0%の減、家屋が前年度比4.8%の減、償却資産が0.4%の増でございます。

次に、軽自動車につきましては、当初課税調定額1億4,000万円で、対前年度比2.1%の増であります。

市税全体の6月の現年課税分の調定額合計は71億800万円で、対前年度調定額ベースで3.5%の減であります。

続きまして、国民健康保険税の当初現年課税分の調定額でございますけれども、26億8,000万円で、対前年度比2.8%の減であります。納税義務者数ですけれども、世帯数でいきますと、全体で1万3,597世帯、うち普通徴収が1万2,289世帯、年金からの特別徴収者が1,308世帯という状況でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 正一郎） 税務課長、申し訳ないけれども、それでは、報告だけではなかなかあ
とついていけないから、書類を提出してくれませんか。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） では、概要的な書類ですか、作成して提出したいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） ほかにお聞きたいことはございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時31分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹